

芳賀・宇都宮 L R T 副停留場名称ネーミングライツパートナー 募集要綱

1 導入の目的

町内法人が L R T 事業へ参画する機会を創出することにより、開業に向けた機運醸成とマイレール意識醸成を図るとともに、L R T 利用者にとって停留場の場所の分かりやすさを補完するため、町内 L R T 停留場の副停留場名称（以下、「副名称」という。）のネーミングライツパートナー（以下、「命名権者」という。）を募集します。

2 募集概要

(1) 対象施設（別紙 1 参照）

町内 L R T 停留場 4 か所

	停留場名称	停留場形式
①	芳賀台	相対式
②	芳賀町工業団地管理センター前	相対式
③	かしの森公園前	島式
④	芳賀・高根沢工業団地	島式

※ 宇都宮市区間の L R T 停留場については、宇都宮市において募集を行います。

(2) 副名称の表示範囲（別紙 2 参照）

- ① 停留場の駅名標
- ② 停留場の総合案内板（路線案内、運賃案内）
- ③ 車内音声アナウンス（次駅案内、到着案内）
- ④ 車内モニター（中吊り部分）に表示する路線図
- ⑤ 芳賀町・宇都宮市が発行するパンフレットやホームページの路線図等
例） ホームページ、事業パンフレット、
 広報紙（紙面に L R T 路線図が記載される場合）等
- ⑥ 宇都宮ライトレール(株)が発行する時刻表やホームページの路線図等

※ ⑤、⑥については、芳賀町、宇都宮市及び宇都宮ライトレール(株)（以下、「運行会社」という。）において、表示の可否や表示の大きさ等を判断します。（芳賀町、宇都宮市、運行会社が発行・作成するもののすべてに副名称が表示されるとは限りません。）

(3) 契約期間

5 年間（中途解約不可）

(4) 募集価格（ネーミングライツ料）

次に示したネーミングライツ料以上の価格で申し込み（提案）してください。

申込（提案）された金額については、選定の際に評価を行います。

ネーミングライツ料の支払いは年度毎に行うものとします。

（町の納入通知書により一括で支払い）

	停留場名称	ネーミングライツ料（税別）※年額
①	芳賀台	60万円以上
②	芳賀町工業団地管理センター前	
③	かしの森公園前	
④	芳賀・高根沢工業団地	

3 募集期間

令和4年8月26日（金）～令和4年9月26日（月） 午後5時まで（必着）

※ 以下のとおり質問受付期間を設けますので、メールにより質問を送付してください。

受付期間：令和4年8月26日（金）～令和4年9月2日（金）

回答日：令和4年9月7日（水）（予定）

※ 町ホームページに回答を掲載します。

4 応募方法

「芳賀・宇都宮LRT副停留場名称に係るネーミングライツ申込書」に必要事項を記入いただき、必要書類を添付して直接又は郵送により下記担当へ提出してください。

〒321-3392

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

芳賀町 建設産業部 都市計画課 LRT整備係 宛て

5 応募資格

- ・ 町内に事業所や事務所がある法人であること。ただし、次のいずれにも該当していない企業等とします。

① 法令等に違反している企業等

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加が認められていない企業等

③ 町税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく町に対する債務を履行していない企業等

④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業等

⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きをしている企業等

⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

- 号)に規定する風俗営業を行う企業等及び当該営業に類する営業を行う企業
- 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
 - ギャンブルに関する企業等。ただし、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじに係るものは除く。
 - 法令等の定めのない医療類似行為を行う企業等
 - 政治性又は宗教性のある事業を行う企業等
 - 芳賀町暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等が経営に実質的に関与している団体等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている団体等及び暴力団の維持、運営に協力し又は関与している企業等
 - 前各号に掲げるもののほか、町の公共施設としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある企業等
 - その他、町長が適当でないと認める企業等
- 共同事業体やグループなど、複数の法人が結成して応募することはできません。
 - 以下に示す距離内を基本として、事業所や事務所が所在すること。(別紙3参照)

	停留場	停留場からの距離 (停留場を中心とした半径)
①	芳賀台	約300m以内
②	芳賀町工業団地管理センター前	約200m以内
③	かしの森公園前	約400m以内
④	芳賀・高根沢工業団地	約300m以内

※ 距離外にある法人の申込も可能です。

(停留場からの距離は選定の際に評価を行います。)

※ 同一の法人が支店毎に異なる停留場に応募することは可能です。

6 副名称の条件

- 副名称として表示するのは、命名権者の法人名とし、商品名や企業ロゴマーク、記号等は使用できません。
- 利用者の混乱を避けるため契約期間内の名称の変更はできません。
- 必要に応じて、提案された副名称の変更・短縮を求める場合があります。
- 駅名標等における副名称表示に当たっては、町指定のフォントを使用します。

【参考】町指定のフォント

和文：ヒラギノ角ゴシック

芳宇ライト

英数字：Allumi (アルミ)

Haga Utsu 1234

7 特典

今回の募集における命名権者については、次回更新時において、町と優先的に交渉することができる権利を付与します。

8 提出書類

【提出枚数：各1部】

- ・ 芳賀・宇都宮LRT副停留場名称に係るネーミングライツ申込書（様式1）
- ・ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ・ 法人定款又は規約・会則等これらに類する書類
- ・ 直近3か年の決算報告書
- ・ 法人の概要を記載した書類（会社案内、パンフレット等）
- ・ 完納証明書
- ・ 地域貢献やまちづくり等に対する支援の実績（様式任意）
- ・ 法令に違反していないことの申立書（様式2）

【留意事項】

- ① 応募に係る経費は全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加で書類を求める場合があります。
- ③ 提出書類の返却はしません。
- ④ 提出書類は関係機関等に意見照会を行うなどの目的で使用します。
- ⑤ 同一の法人が支店毎に異なる停留場に応募などをする場合、「様式1」及び「様式2」、「地域貢献やまちづくり等に対する支援の実績」以外の書類は各1部の提出とすることも可能です。

9 選定方法

(1) 選定委員会による審査

応募数に関わらず町において選定委員会を設置して、優先交渉者を選定します。

※ 選定基準に満たない場合、優先交渉者を選定しないことがあります。

(2) 選定基準

項目	内容	配点
場所の分かりやすさ	停留場からの距離	40
提案金額	ネーミングライツ料	30
確実な契約履行	経営状況の健全性	20
その他	地域貢献活動等の状況	10
合計		100

(3) 選定結果

選定結果はすべての応募者に文書で通知します。なお、町は優先交渉者との協議を経て命名権者を決定し、法人名、副名称、ネーミングライツ料を公表します。

10 契約締結

町は優先交渉者と応募条件に基づく契約の細部について協議し、契約を締結します。

契約締結に至らなかった場合、町は次点交渉者と協議を行い、契約を締結します。

次点交渉者がいない場合、又は次点交渉者とも契約締結に至らなかった場合、町は命名権者の決定を中止します。

11 契約の解除

信用失墜行為等により当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合又は、その他の事情等により当該施設の副名称の維持が困難な場合は、町が契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合の原状回復に必要な費用は命名権者の負担となります。

12 問い合わせ先

芳賀町 建設産業部 都市計画課 LRT整備係

電話 028-677-6161

FAX 028-677-6088

メール lrt@town.tochigi-haga.lg.jp

13 募集に係るスケジュール等

(1) スケジュール

令和4年	8月26日から9月26日まで	募集期間
	9月27日から	審査、優先交渉者決定・協議
	11月下旬	契約締結・公表

(2) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツ料は、LRTを含む公共交通の維持・利用促進のために役立っています。